



災害時におけるペットの保護・治療の確保のために ～公益社団法人大阪府獣医師会と災害協定を締結～

池田市は13日、災害に備えて、公益社団法人大阪府獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結しました。

この協定により、災害時におけるペットの収容や保護、治療のほか平時の家庭での備え、避難所への同行避難の推進などの啓発支援に協力していただけることとなりました。

経過

災害時におけるペットの避難対策は、大切なペットを守るだけでなく、人の命や地域環境の保全に寄与することから、公益社団法人大阪府獣医師会と協定を締結することで、ペットの収容、保護、治療のほか、避難所などでのペットの健康相談などの支援やペットの飼い主の自助・共助の啓発につながるものと考え、本市からの協定締結の申し出に対し承諾をいただき、締結に至ったもの。

協定の概要

1. 内容 災害時における動物救護活動についての協力

- (1) 対象動物の収容、保護、治療、管理および死亡の確認
- (2) 被災による所有者不明動物の一時収容および応急処置
- (3) 災害時避難所における動物の健康相談ならびにこれに対する指導および助言
- (4) 災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理および指導
- (5) 平常時から災害発生時の備えおよび避難所への同行避難など、飼い主に対する防災意識の啓発
- (6) その他、必要な動物救護活動

2. 締結日 2月13日(金)

3. 締結者

【池田市】

市長 瀧澤 智子(たきざわ・ともこ)

【公益社団法人大阪府獣医師会】

会長 佐伯 潤(さえき・じゅん)



佐伯会長(写真左)と瀧澤市長

問い合わせ 危機管理課 TEL072・754・6263